

## ・工事請負契約に係る競争参加者の指名基準の運用基準について

(平16.7.1付34-23)

総務人事等担当理事  
経理資金担当理事 から 募集販売本部長 あて  
各支社長  
各地域支社長

改正 平成17年3月31日(イ)  
平成17年11月15日(ロ)

「競争参加者の指名基準について」(平16.7.1付34-22)に定める工事の請負契約に係る競争参加者の指名基準についてより具体化・明確化を図る観点から、下記のとおり運用基準を定めたので、当該指名基準の運用に当たって十分留意されたい。

の通達は、平成16年7月1日から施行する。

### 記

- 1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無について  
以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。
  - (1) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平16.7.1付34-28。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中であること。
  - (2) 機構が発注した工事(以下「機構工事」という。)に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
    - ① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
    - ② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
  - (3) 警察当局から、機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。
- 2 客観的事項の審査基準日以降における経営状況について  
会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争(指名競争)参加資格の再審査に係る認定を受けていない

場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は指名しないこと。

なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。

3 主観的事項の審査基準日以降における工事成績について

- (1) 別に定めるところにより評価された工事成績（以下「工事成績」という。）について、過去1年以内に60点未満のものがある場合は、指名しないこと。(イ)
- (2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

4 当該工事に対する地理的条件について

本店、支店又は営業所の所在地及び発注しようとする工事の工事場所の所在する地域（以下「地域」という。）での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

5 手持ち工事の状況について

当該地域における工事の手持ち状況からみて当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

6 当該工事施工についての技術的適性について

以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。(ロ)

- (1) 当該工事と同種工事について、相当の施工実績があること。
- (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
- (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。

7 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況について

- (1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。
- (2) 機構工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (4) 機構工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優秀である場合は、これを十分尊重すること。

8 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況について

- (1) 賃金不払に関する労働省からの通報が機構に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。
- (2) 機構工事について、勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。
- (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

(注) 審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

以 上